

金沢市特殊詐欺被害防止対策機器購入補助金交付要綱

(令和 7 年 3 月 24 日 決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民を特殊詐欺被害から守るため、特殊詐欺被害防止対策機器（以下「対策機器」という。）の購入費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、「対策機器」とは、次の各号のいずれにも該当する機能を有する固定電話機又は固定電話機に外部接続可能な機器をいう。

(1) 呼出し音が鳴る前に電話を架けた者に対し自動で通話を録音する旨等の警告メッセージを流す機能

(2) 通話の内容を自動で録音する機能

(交付対象者等)

第 3 条 補助金を申請できる者は、本市の区域内に住所を有し、市税の滞納が無く、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 過去に特殊詐欺被害にあったことがある者

(2) 不審電話を受けたことがある者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、特殊詐欺被害を受けるおそれが大いとい認められる者

2 補助金は、第 6 条に規定する申請者の属する世帯につき、1 回に限り交付を受けることができるものとする。

(交付対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、交付対象者が当該年度中に購入した対策機器（交付対象者が居住する場所で使用するもの 1 台に限る。）の購入費とする。ただし、次に掲げる経費については、交付の対象としない。

(1) 対策機器の設置に係る経費

(2) 対策機器の配送に係る経費

(3) 付属品の追加購入に係る経費

(4) 付属するサービスの加入及び利用に係る経費

(5) 対策機器購入のためのポイント等利用相当額

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端

数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10,000円を限度とする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、対策機器を購入した日の翌日から起算して30日を経過する日又は購入した日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに市長が別に定める交付申請書兼実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）対策機器の購入に係る領収書等（申請者の氏名、製品名、購入店舗名及び購入年月日の記載があるもの）
- （2）市長が別に指定する機器以外の対策機器を購入する場合は、その機能を確認できる書類（カタログ又は取扱説明書等）
- （3）申請者の住所、氏名及び生年月日が確認できる本人確認書類（住民票、運転免許証、マイナンバーカードその他本人を確認できる書類）
- （4）市税滞納有無調査承諾書
- （5）申請者の振込先口座及び口座名義が確認できる書類（通帳の見開き等）
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による申請等を第三者に委任することができる。この場合において、申請者は委任状を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受けたときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び補助金の額の確定をし、申請者に通知しなければならない。

（補助金の取り消し及び返還）

第8条 市長は、虚偽その他の事由により必要と認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、申請者に通知するものとする。この場合において、当該取消しに係る部分の補助金が既に交付されているときは、申請者に対し、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。